

新冠町農協からの要請と対応について

平成25年第4回定例会で議決された「北海道農業振興対策資金融通に対する損失補償（限度額3億1017万3千円、期間15年間）」について、内容をお知らせします。

○農協からの要請と対応について

平成24年10月、新冠町農協から町に損失補償契約の締結を求める要請がありました。

この要請は、「農協が農業者に貸し付けている営農資金の担保資産について、実態に見合う評価となるよう上部団体からの指導を受け、査定方法を変更し試算をしたところ、多額の担保不足となることが判明しました。この事態を回避するための資金制度の活用を検討した結果、その信用補完に町の損失補償をお願いしたい」という内容でした。

一般的に金融機関から資金を借り入れるときは、第三者の保証や土地などの担保資産が必要になります。仮に、査定方法変更による担保不足見込額を全て農協の自己資本で穴埋めすると、金融機関の健全性を計る「自己資本比率」が大きく低下し、農協取引のある農業者全てに対する資金供給を一時停止し、再開も不透明であるということでした。

農業の生産活動が著しく低下することは、農業者だけではなく、町全体の経済や地域コミュニティにも大きく支障を及ぼすことが懸念され、これを未然に防ぐため、町は、町議会をはじめ北海道や農業団体などの協議を進め、平成25年第4回定例会において、「北海道農業振興対策資金融通に対する損失補償」について提案し、議決をいただきました。

Q 北海道農業振興対策資金とは

A 農業者の経営改善対策（償還負担の軽減による改善）として、担保資産のほか、市町村の損失補償などによる信用補完によって、借入金を低利かつ長期の資金に借換えすることができ、北海道版の資金制度として新たに

平成26年 新冠町成人式



祝 平成26年 新冠町成人式

1月12日、レ・コールド館市民ホールで、平成26年新冠町成人式が行われ、晴れ着に身を包んだ新成人36名が出席しました。

式典では、小林教育委員長の式辞、小竹町長の祝辞に続き、新成人を代表して栗林翔太さんと田村有梨さんが町民憲章の朗唱と成人の誓いを行いました。

式典終了後は、「成人の集い」が開かれ、新冠町青年団体協議会の会員が準備した料理が振る舞われたほか、新成人が新冠中学校時代にクラス担任をしていた秋葉大輔先生と鎌田久美子先生が駆け付け、新成人にお祝いのメッセージを送りました。

また、町内各地で撮影が行われている「恋するフォーチュンクッキー新冠編」の撮影や、新成人が司会を務めるピンゴゲーム大会なども行われるなど、笑顔あふれる和やかな集いとなりました。

創設されたものです。

Q 資金制度の利用について

A 担保資産の評価方法変更に伴い、担保不足を生じた農業者の借入金（制度資金は除かれます）を対象とした制度です。

制度を利用するには、経営改善計画を策定し、新冠町、道農協中央会、道信連で構成し、日高振興局をオブザーバーに加えた審査会の承認、北海道農業信用基金協会の承諾を受けする必要があります。

Q 北海道農業信用基金協会とは

A 農業信用保証保険法に基づく法人で、北海道や市町村、農協などの出資により設立された公的な保証機関で、債務保証業務を本業としています。

Q なぜ新冠町が損失補償を行うのか

A 新冠町は古くから、軽種馬生産を中心に農業を基幹産業として発展し、農業振興を町づくりの基本政策としています。

この資金の目的は、前述した懸念事項を未然に防ぎ、円滑な資金供給による農業者の経営改善、安定化を支援することであり、地域農業の安定的な発展と、農業を基盤とした地域社会の活性化を図るために必要な政策と判断しました。

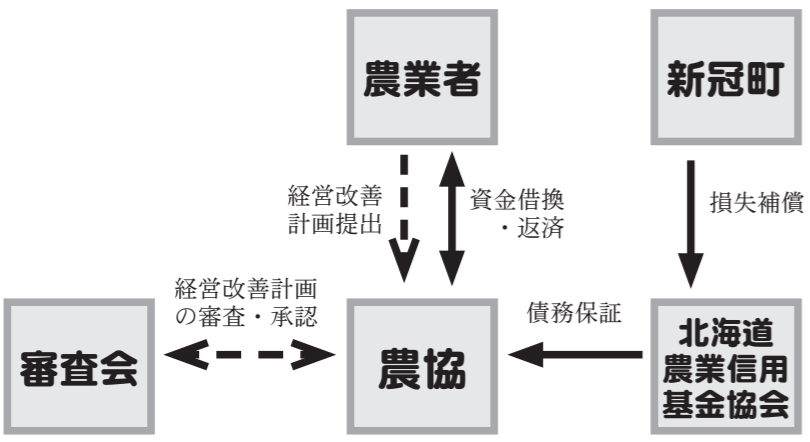
Q 町の損失補償が行われる場合とは

A 損失補償は借入金に対する信用補完であり、すぐに現金が支出されるものではありません。

資金制度を利用した農業者が、将来、離農



北海道農業振興対策資金融通事業イメージ



し融資の返済が不能となり、農協が損失を被ったときに、農業者に代わり北海道農業信用基金協会が農協の債務を保証し、基金協会の損失を町が補償するものです。

※農業者の返済遅延により直ちに損失補償義務が発生するのではなく、離農した農業者の資産などを全て処分し、それでもなお損失が生じた場合に損失補償義務が発生します。